

# 平成27年度予算 概算要求の概要

平成26年8月

厚生労働省健康局  
がん対策・健康増進課



# 平成27年度がん対策予算概算要求の概要

平成27年度概算要求額 241億円(平成26年度予算額 230億円)

## 基本的な考え方

- 平成19年4月に施行された「がん対策基本法」及び同年6月に策定され、平成24年6月に見直しがされた「がん対策推進基本計画」を踏まえ、総合的かつ計画的にがん対策を推進する。

### 1. がん予防・早期発見の推進

38億円(33億円)

(1)がん予防	1.5億円
・健康な生活習慣づくり重点化事業(たばこ対策促進事業)	0.4億円
(2)がんの早期発見	36.3億円
改・がん検診推進事業	15.0億円
新規・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業	10.1億円
新規・働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者緊急支援事業	6.4億円

### 2. がん患者・経験者の仕事と治療の両立

3.5億円(3.1億円)

改・がん患者の就労に関する総合支援事業等(がん診療連携拠点病院機能強化事業)	2.1億円
--	-------

### 3. 小児へのがん対策の推進

4.2億円(3.8億円)

改・小児がん拠点病院機能強化事業(がん診療連携拠点病院機能強化事業)	2.4億円
・小児がん医療に携わる医師に対する緩和ケア研修等事業	0.3億円
・小児がん拠点病院整備費	1.0億円

### 4. がんに関する研究・がん登録・がんと診断された時からの緩和ケアの推進及びがん医療に関する相談支援及び提供体制の整備

175億円(168億円)

(1)がんに関する研究の推進	157.9億円
改・がん対策推進総合研究事業	106.2億円
新規・がん研究基盤機能強化事業(がん診療連携拠点病院機能強化事業)	2.0億円
(2)がん登録の推進とがん医療に関する相談支援及び情報提供体制の整備	12.5億円
改・全国がん登録推進事業等(国立がん研究センター委託費)	2.3億円
改・都道府県健康対策推進事業(緩和ケア研修事業を除く)	9.8億円
・がんと診断された時からの相談支援事業	0.4億円
(3)がんと診断されたときからの緩和ケアの推進	5.0億円
①がんと診断された時からの緩和ケアの推進	4.6億円
・緩和ケア推進事業(がん診療連携拠点病院機能強化事業)	2.3億円
・都道府県健康対策推進事業(緩和ケア研修事業)	1.1億円
②在宅医療・介護サービス提供体制の構築	0.4億円

### 5. 放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とこれらを専門的に行う医療従事者の育成

20億円(22億円)

(1)がん医療に携わる専門的な医療従事者の育成	0.4億円
(2)がん診療連携拠点病院の機能強化	19.8億円

### (再掲) がん診療連携拠点病院の機能強化関連

・がん診療連携拠点病院機能強化事業(全体)	28.7億円
-----------------------	--------



## 平成27年度がん対策予算の概算要求について

241億円（230億円）

### ○がん対策の総合的かつ計画的な推進

がんが国民の疾病による死亡の最大の原因となっている現状並びに平成19年4月に施行された「がん対策基本法」及び同年6月に策定され、平成24年6月に見直しがされた「がん対策推進基本計画」を踏まえ、総合的かつ計画的にがん対策を推進する。

#### 1. がんの予防・早期発見の推進

38億円（33億円）

がん検診受診率50%の目標達成に向けて、子宮頸がん、乳がん及び大腸がん検診のクーポン券の配布や受診勧奨の実施とともに、要精密検査と判断された者を受診に結びつける取組を進め、がんの早期発見につなげる。

（主な事業）

##### ㊦・がん検診推進事業

15億円

大腸がん検診の受診率向上を推進し、がんの早期発見に繋げるため、一定年齢の者を対象として、クーポン券や検診手帳の配布及び受診勧奨（コール・リコール）を行う。

（補助先） 市区町村

（補助率） 1/2

##### ㊧・新たなステージに入ったがん検診のがん検診総合支援事業

10億円

子宮頸がん・乳がん検診の受診率向上を推進し、がんの早期発見に繋げるため、一定年齢の者を対象として、クーポン券の配布や受診勧奨（コール・リコール）を実施する他、がん検診による十分な効果を得るための精密検査の受診再勧奨（リコール）を行う。

（補助先） 市区町村

（補助率） 1/2

##### ㊨ 働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業（推進枠）

6.4億円

子宮頸がん・乳がん検診の受診率向上を推進し、がんの早期発見に繋げるため、平成25年度がん検診推進事業によりクーポン券の配布を受けたが未受診である者への受診勧奨（コール・リコール）やクーポン券の配布を行う。

（補助先） 市区町村

（補助率） 1/2

#### 2. がん患者・経験者の仕事と治療の両立

3.5億円（3.1億円）

がんにかかっても安心して暮らせる社会を構築するため、がん患者・経験者の就労に関するニーズや課題を明らかにした上で、がん患者・経験者及びその家族等に対する相



談支援と情報提供の充実に図り、仕事と治療の両立を支援する。

(主な事業)

㊟・がん患者の就労に関する総合支援事業等(がん診療連携拠点病院機能強化事業費)

2. 1億円

がん診療連携拠点病院に社会保険労務士等の就労支援に関する専門家を配置し、ハローワークや産業保健推進センター等でがん患者の就労支援に携わる相談員と情報交換を行う場を新たに設け、がん患者が抱える就労に関する問題を汲み上げ、適切な情報提供と相談支援を行うとともに、がんの診断時等に就労継続を見据えた治療と働き方に関する情報提供がなされるよう、主治医等の医療従事者向け研修を実施する。

(補助先) 都道府県、独立行政法人等

(補助率) 都道府県(1/2)、独立行政法人等(定額)

3. 小児へのがん対策の推進

4. 2億円(3.8億円)

小児においてがんは病死原因の第1位であり、小児がん患者とその家族が安心して適切な医療や支援を受けられるような環境の整備を目指し、引き続き小児がん拠点病院や小児がんの中核的な機関の運営等を支援する。

(主な事業)

㊟・小児がん拠点病院機能強化事業(がん診療連携拠点病院機能強化事業費)

2. 4億円

国、地方公共団体や地域の医療機関との連携に基づいた治療後のフォローアップを行い、小児がん患者やその家族が診断時から切れ目のない安心・納得した支援を受けるために必要なプレイルームの運営や相談支援人員等の確保に加えて、地域ブロック協議会を開催する等、小児がん医療提供体制の充実に図る。

(補助先) 独立行政法人等

(補助率) 定額

4. がんに関する研究・がん登録・がんと診断された時からの緩和ケアの推進及びがん医療に関する相談支援、情報提供体制の整備

175億円(168億円)

がん対策推進基本計画に基づき、がん研究の今後のあるべき方向性と具体的な研究事項等についてとりまとめた「がん研究10か年戦略」を踏まえ、がん研究を強力に推進する。

平成25年12月に成立した「がん登録推進法」を踏まえ、国内におけるがん罹患、診療、転帰等の情報を記録、保存するための全国データベースの試験運用や地方自治体・病院等の届出に必要な体制整備に加え、一般国民への普及啓発を行い、がん登録の円滑な推進を図る。

また、がん患者とその家族が可能な限り質の高い生活を送れるよう、緩和ケアががんと診断されたときから提供されるとともに、診断、治療、在宅医療など様々な場面で切れ目無く実施されるよう、がん診療連携拠点病院等において、各事業を実施する。

加えて、都道府県に地域統括相談センターを設置し、患者・家族らに心理、療養生活



や介護など分野に関する相談支援等を行う体制整備に対する支援を行う。

(主な事業)

- ㊦・がん対策推進総合研究事業(※厚生科学課計上)(一部推進枠) 106億円  
がんの予防、早期発見から薬剤開発、医療技術開発や実用化、標準治療開発等、がん医療の実用化のための研究、がん患者のより充実したサバイバーシップの実現等を目指した研究を強力に推進する。
  
- ㊧・がん研究基盤機能強化事業(がん診療連携拠点病院機能強化事業費)(推進枠) 2億円  
手術療法、放射線療法、薬物療法等の最適な組合せ(集学的治療)による標準治療の開発に向けて、基幹的な機能を有するがん診療連携拠点病院に臨床研究コーディネーター(CRC)を配置し、多施設共同臨床研究をより効果的に実施するための体制を整備する。  
(補助先) 都道府県(補助率) 都道府県(1/2)
  
- ㊨・都道府県健康対策推進事業(がん登録部分) 6.2億円  
がん登録を推進し、がんの罹患者数・罹患率や治療効果の把握等、がん対策の基礎となるデータを把握するため、病院等から届出された届出対象情報の突合・整理及び独立行政法人国立がん研究センターへ提出に必要な体制の整備、審議会等の立ち上げや病院等への周知などにより、がん対策の推進を図る。  
(補助先) 都道府県(補助率) 都道府県(1/2)
  
- ㊩・国立がん研究センター委託費(全国がん登録推進事業) 2億円  
全国がん登録に必要な情報を記録し保存するためのデータベースについて試験運用・検証を実施するほか、説明会の開催等により、全国がん登録制度の情報提供を行う。

(5) 放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とこれらを専門的に行う医療従事者の育成 20億円(22億円)

がん診療連携拠点病院において若手医師をがん医療の専門医師として育成する体制の構築や、がん医療の専門的な知識及び技能を有する医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師等の育成並びにこれらの医師等に対する指導者の育成を行う。

(主な事業)

- ・がん診療連携拠点病院等機能強化事業 19億円  
がん医療水準の向上と地域格差の是正を図るため、がん診療連携拠点病院等における医師等の医療従事者に対して、放射線療法や化学療法等、質の高い医療を行うために必要な研修を行うほか、患者や家族への相談支援等の実施、地域の医療機関との連携を推進する。  
(補助先) 都道府県、独立行政法人等  
※但し、地域がん診療病院等機能強化事業は都道府県のみ  
(補助率) 都道府県(1/2)、独立行政法人等(定額)